

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号及び第七号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和五年一月三十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一 一〇二十九 (略)</p> <p>三十 (略)</p> <p>三十一 家庭用眼瞼用温熱パック</p> <p>三十二 (略)</p> <p>三十三〇四十七 (略)</p> <p>別表第二 一〇九 (略)</p> <p>十 家庭用鼻腔洗浄器</p>	<p>別表第一 一〇二十九 (略)</p> <p>三十 家庭用鼻腔粘膜保護材 (新設)</p> <p>三十一 家庭用温熱パック</p> <p>三十二〇四十六 (略)</p> <p>別表第二 一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p>